第５章　　計画の施策体系

いしかわ食育推進計画は、第３章に述べた３つの重点項目に沿って、６つの施策の方向性を掲げ、その下に３２項目の基本的な施策を掲げています。

重点項目 1　家庭、保育所、学校、地域等における食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

子どもの保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立します。

- ①生活リズムの確立
- ②子どもの肥満予防の推進
- ③望ましい食習慣や知識の習得
- ④妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- ⑤家庭における食への支援
- ⑥青少年及びその保護者に対する食育推進

(2) 保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

保育所、幼稚園、学校等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

- ①保育所、幼稚園等における食育の実践
- ②学校における指導体制の充実
- ③学校における児童生徒への指導内容の充実
- ④学校給食の充実

(3) 地域における食育の推進

地域において、食生活の改善に取り組み、生活習慣病を予防し県民の健康を増進します。

- ①地域の自発的な食育推進活動の促進
- ②適正カロリーと栄養バランスに関する知識の普及
- ③専門的知識を有する人材の資質向上と活用
- ④健康づくりに関する啓発、栄養指導等
- ⑤職場における食育の推進

重点項目 2　石川の伝統的な食文化の継承と体験型食育の推進

(4) 石川の伝統的な食文化の継承

石川県の郷土料理や食材等を活用した食育を推進し、伝統ある優れた食文化を継承します。

- ①「日本型食生活」の推進
- ②ボランティア活動等による取組の推進
- ③学校給食での郷土料理等の積極的な導入
- ④調理師等の専門家による取組の推進
- ⑤食文化に関する情報の収集と発信

(5) 消費者と生産者等との交流を通じた体験型食育の推進

都市と農山漁村の交流、消費者と生産者等との交流を通じて、子どもを中心とした食に関する体験活動を推進します。

- ①子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進
- ②食品関連事業者等による食育推進
- ③都市と農山漁村の交流の促進
- ④リスクコミュニケーションの充実
- ⑤地産地消の推進

重点項目 3　県民を挙げた食育推進運動の展開

(6) 県民を挙げた食育推進運動の展開

食育推進運動の全県的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、県民を挙げて食育を推進します。

- ①継続的な食育推進運動
- ②ボランティア活動への支援
- ③各種団体等の連携・協力体制の確立
- ④食育の推進に関する事例収集、情報提供
- ⑤食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ⑥食品情報に関する制度の普及啓発
- ⑦基礎的な調査・研究等の実施